

議事要旨(2) FASB公開草案「財務報告のための概念フレームワーク - 第8章：財務諸表注記」へのコメント対応

関口常勤委員より、FASB公開草案「財務報告のための概念フレームワーク - 第8章：財務諸表注記」へのコメント対応について、説明資料（〔審議事項(2)-1〕及び〔審議事項(2)-2〕）に基づき、説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、説明資料（コメントレター案）について、財務報告の境界についても当委員会としての考え方を何らか示すべきという意見が示された。

これに対して、事務局からは、本件について何らかの考え方が示し得るか否かについて検討したいという回答がなされた。

- ある委員より、説明資料（コメントレター案）について次のような意見があった。
 - 経営者の統制内にある事項に関する計画及び戦略について一定の開示が必要との記載があるが、「計画又は戦略」は競争上の機密という側面があるため、開示すべきか否かは更なる検証が必要と考える。

これに対して、事務局からは、次のような回答がなされた。

- コメントレター案では、別添-IIIに記載のとおり、「計画又は戦略は財務諸表注記に含まれるべきでない」とした上で、企業が決定した長期性資産の売却計画のような計画は「財務諸表に認識されている項目の測定に関する説明的記述」に当たるため、開示すべきとしている。
- コメントレターにおける記載のあり方は、別途検討したいという回答がなされた。
- ある委員より、説明資料（コメントレター案）について次のような意見があった。
 - 「開示要求を設定する際の考え方」の記載について、経営者と財務諸表利用者の間で情報の非対称性があるため、投資家保護等のために網羅的な開示が求められることによって、情報過多になる場合、財務諸表利用者においても重要な情報が見つけづらくなるというコストが発生する。また、経営者は投資家の保守的なリスク評価によって企業価値が損なわれないように自発的に開示する誘因があり、投資家にとって必要となる情報はある程度開示されると考えることができる。したがって、コストと便益を勘案して、虚偽情報の排除や情報の等価性を確保する最低限のルールを会計基準上は規定するという考え方に比重を置いた記述が考えられるのではないか。
 - 「コストの制約」の記載について、特に期中財務報告にあたっては、利用者はより適時に重要な財務情報を入手したいというニーズがあるという考え方が前提とされている点を追加してはどうか。

これに対して、事務局からは、いただいたコメントを踏まえて、文案を検討したいという回答がなされた。

以上